

法令 関税の免除を受ける航空機部分品等の納期限延長について（平成 31 年 3 月 29 日財関第 435 号）

が出ました。

内容的に航空機免税を限定申告した場合に消費税の納期限延長を、申告者とは別に存在する、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 6 条に規定する貨物を輸入する者（以下「輸入者」という。）に該当する者が納期限の延長を受けることができるようにするものです。

さて疑問は、

- 1 なぜこの時期に航空機免税限定で規定されたか？
- 2 申告者とは別に、関税法第 6 条に規定する貨物を輸入する者があることの公認

1 は政策の説明として聞きたいですが、2 は法的にややこしい問題をはらんでいます。

関税法第 67 条は、「貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。」とあり、限定申告はこの規定に抵触するおそれがあります（限定申告の規定は政令であるので関税法 6 7 条の例外の根拠にはならない）。

そのため関税法基本通達 7-23 では「法的には、限定申告者が貨物の輸入取引者たる商社等（以下「輸入取引者」という。）に輸入を依頼し、その輸入取引者が通関業者に通関を委任することによつて、復代理があつたものと解する」とぼやかしているのを、あえてやったか、わからずやったか「申告者とは別に、関税法第 6 条に規定する貨物を輸入する者」と明言しました。

なぜ、単なる第三者提供の担保の公認で整理できなかったのでしょうか？